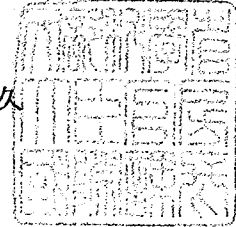


28文科際第210号
平成29年2月15日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省大臣官房国際課長

勾坂克久



(印影印刷)

平成29年度青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア春募集
現職教員特別参加制度参加希望教員募集の周知について(依頼)

標記「現職教員特別参加制度」の運用については、かねてよりご高配下さりありがとうございます。

現職教員特別参加制度とは、独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する「青年海外協力隊」及び「日系社会青年ボランティア」事業について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員が、現職の身分を保持したまま参加できる制度です。

一般の募集とは異なり、文部科学省による推薦制度をとることで、一次選考における職種別試験の免除や、参加期間の短縮(通常2年3ヵ月のところ2年間)など、参加促進の措置が講じられております。

本制度により、開発途上国での協力活動に従事することを通じて、教員の資質能力の向上が、また、帰国後、その経験が教育現場で活用、共有されることによって、我が国の教育の内なる国際化の促進が期待され、平成13年度の創設から現在までに、約1,140名の教員が開発途上国に派遣されております。(平成25年度募集より私立学校の教員も本制度の対象)

については、別添1「青年海外協力隊参加教員推薦要項」及び別添2「日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項」に基づき、参加希望教員の募集を行いますので、貴管下の私立学校へ対する本制度及び募集の周知をお願いいたします。

なお、本制度に係るパンフレットにつきましては、3月上旬にJICAより送付があるとともに同機構ホームページに掲載される予定ですので、こちらも御参照ください。

担当：文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室海外協力推進係 田中
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-6734-3405 / FAX：03-6734-3669
E-mail：tanaka-kei@mext.go.jp

青年海外協力隊参加教員推薦要項

平成18年1月6日
文部科学省大臣官房長決定
平成21年2月23日一部改正
平成24年10月31日一部改正
平成25年12月18日一部改正

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する青年海外協力隊事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この要項において、「青年海外協力隊事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号ロの規定に基づき、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が条約その他の国際約束に基づき、20歳以上40歳未満の者を派遣することをいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体又は学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、青年海外協力隊事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が青年海外協力隊事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人又は学校法人等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級程度又はこれと同程度以上の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省による選考

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、選考を実施し、3. のすべてに該当する者を機構に推薦するものとする。

6. 教育委員会等への通知

文部科学省は、5. の選考の結果を遅滞なく教育委員会等に通知するものとする。

また、文部科学省が推薦した者の一次選考の結果及び最終選考の結果を機構から受けたときは、遅滞なく関係する教育委員会等に通知するものとする。

日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項

平成20年2月22日
文部科学省大臣官房長決定
平成21年2月23日一部改正
平成24年10月31日一部改正
平成25年12月18日一部改正

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する日系社会青年ボランティア事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員に係る機構からの推薦の要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この要項において、「日系社会青年ボランティア事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号ハ（2）の規定に基づき、中南米の開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の日系社会を通じて、当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動を希望する個人のうち、機構が20歳以上40歳未満の者を派遣する事業をいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体又は学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、日系社会青年ボランティア事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が日系社会青年ボランティア事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人又は学校法人等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級程度又はこれと同程度以上の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省による選考

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、選考を実施し、3. のすべてに該当する者を機構に推薦するものとする。

6. 教育委員会等への通知

文部科学省は、5. の選考の結果を遅滞なく教育委員会等に通知するものとする。

また、文部科学省が推薦した者の一次選考の結果及び最終選考の結果を機構から受けたときは、遅滞なく関係する教育委員会等に通知するものとする。

青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員の募集について

1. 応募書類

- ア 平成29年度募集に係る派遣教員数の人数枠等について（所属機関で記入）
- イ 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員一覧表（所属機関で記入）
- ウ 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員推薦書（校長が記入）
- エ 応募者調書（参加希望教員が記入）
- オ 応募用紙（参加希望教員が記入）
- カ 語学力申告台紙（参加希望教員が記入）
- キ 問診票（参加希望教員が記入）

※ア～ウの応募書類（別添）については、文部科学省ホームページにも掲載予定です。

※エ～キの応募書類については、3月上旬に JICA ホームページに掲載されますので、参加希望教員が各自でダウンロードして作成するようご案内ください。現職教員特別参加制度に限らず、JICA 青年海外協力隊 / 日系社会青年ボランティアに共通の様式となりますので、「応募者調書」の記入方法等については、同ホームページに掲載の「2017 年度春募集 応募書類作成要領」を参照願います。

2. 提出期限・提出先

各応募書類を下記提出期限までにとりまとめの上、**文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室海外協力推進係**へ各国立大学法人及び各私立学校から直接提出ください。

応募書類	提出期限
ア～キの書類（原本郵送）	平成27年4月27日（木）

3. 応募に係る留意事項（※参加希望教員への周知徹底をお願いします。）

- 応募条件である年齢については、**平成29年5月10日（水）時点で39歳以下の者が対象**となります。
- **派遣先の各地域や職種等に関する「要請情報」は、3月上旬に JICA ホームページに掲載される予定ですので、参加を希望される教員本人で確認するようにしてください。**（青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」の募集については、JICA が作成する開発途上国及び日系社会からの要請情報の一覧に基づき募集を行っております。）
- カの「**語学申告台紙**」については、裏面の「**語学力目安表**」を参照のうえ、申告に必要な**語学スコアを事前に取得した上で提出ください。**なお、**一定の基準（例：TOEIC スコア330レベル等）を満たしていない場合は不合格**となります点、留意ください。

国立大学法人・私立学校用別紙

- キの「問診票」について、未申告または虚偽の申告があった場合は、派遣中止や派遣期間の短縮となります。この場合、手当や旅費等の返還を求められることがあるほか、療養費給付が受けられないこともありますので、問診票は誤りがないように申告するようお願いします。
- 一次選考合格者に対して提出が求められる「健康診断書」については、作成に2～3週間を要することもあるため、参加を希望する場合は、必ず時間に余裕をもって健康診断を受診するようお願いします。なお、派遣先が開発途上国であることから、健康管理には十分注意していただく必要があります。健康に関する留意事項等の情報については、事前に募集要項等を確認いただくようお願いします。
- 2017年度春募集から一般応募はウェブ応募のみとなりますが、現職教員特別参加制度での応募については従来どおり、書面での応募書類の提出をお願いいたします。
- 応募者ご本人からの問合せについては、文部科学省では受けかねますので、事業実施主体のJICA宛てにお願いいたします。

4. 平成29年度春募集から派遣までの主なスケジュール（予定）

【平成29年】

2月上旬	文部科学省から各教育委員会及び国立大学法人へ参加希望教員の取りまとめ依頼及び各都道府県へ私立学校への募集周知依頼
3月上旬	JICA ホームページに開発途上国及び日系社会からの要請情報を掲載 JICA ホームページに応募に必要な書類を掲載 (参加希望教員が応募職種等について検討する十分な時間が確保できるよう、各所属機関においては応募書類提出期限の設定等に配慮をお願いします。)
4月27日	参加希望教員に係る応募書類の文部科学省提出期限
5月9日	文部科学省による書類選考及びJICAへの推薦 文部科学省から各所属機関へ書類選考の結果を通知
6月下旬	JICAから本人及び文部科学省へ一次選考の結果を通知 文部科学省から各所属機関へ一次選考の結果を通知
6月下旬～ 7月中旬	JICAにおける二次選考（個人面接、技術面接、健康診断）
8月上旬	JICAから本人及び文部科学省へ最終合否の結果を通知 文部科学省から各所属機関へ最終合否の結果を通知

【平成30年】

2月下旬～ 4月上旬	3～10日程度の技術補完研修 (合格通知時に該当となった方のみ。実施時期は職種によって異なるため要確認)
4月上旬～	派遣前訓練開始（約70日間）
6月下旬	派遣

↑ FAX 03-6734-3669

(e-mail : kokkok@mext.go.jp)

書類 ア

文部科学省大臣官房国際課国際戦略グループ海外協力推進係 行

(担 当) 所属: _____
氏名: _____
TEL : _____
FAX : _____
Email: _____

平成29年度募集に係る派遣教員数の人数枠等について

教育委員会・国立大学法人・私立学校名: _____

1. 派遣教員数の人数枠について、該当する□にチェックをしてください。

派遣教員数の人数枠を設定していない。 派遣教員数の人数枠を設定している。

2. 1で「派遣教員数の人数枠を設定している」と回答した場合は、

平成29年度募集（平成30年度派遣）における派遣可能な人数を御記入ください。

なお、「小学校△人、中学校△人、高等学校△人」等それぞれ派遣可能人数を設定している場合や、派遣可能数に派遣中の人数も含む場合、また、政令指定都市から派遣するが派遣中の費用等は県費で負担する場合など特記事項がある場合は、その旨備考欄に御記入ください。

平成29年度募集における派遣可能数 (単位については、適当な方に○を付してください。)	備考
人・人程度	

本紙に御記入いただいた人数及び特記事項はJICAと共有し、人数枠に合わせて最終合格者を出すよう調整します。

3. その他特記事項等がございましたら、記入してください。特に今回の募集での推薦を予定していない場合はその理由も併せて記入してください。

--

書類 ウ:校長用

青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員推薦書

部外秘

フリガナ 参加教員氏名					
参加事業名		青年海外協力隊 / 日系社会青年ボランティア (どちらかを○で囲んでください。)			
① 校長の推薦理由					ア イ ウ
校長 の 所 見	② る教 態職 度 に 対 す	児童・生徒に 対する指導力	評価	特 記 事 項	
		教育に対する 熱意			
		校務の処理			
	③ 服 務 に 対 す る 態 度	責任感		特 記 事 項	
		協調性			
		積極性			
		研究心			
		規律			
		適応性			
④ その他					
上記のとおり、 <u>青年海外協力隊隊員/日系社会青年ボランティア</u> (どちらかの 事業名を○で囲んでください。)として推薦します。 平成 年 月 日 所属 学校名 校長氏名 印					

推薦書記入上の注意

1. 推薦書は、選考に際しての基本的資料とするので、記入後の取扱いには十分注意すること。
2. 青年海外協力隊事業及び日系社会青年ボランティア事業は併願できないため、参加事業名欄及び所属校長による押印欄では、どちらかの事業名を○で囲むこと。
3. ①「校長の推薦理由」欄は、所属校長が推薦理由を記入すること。
なお、右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。
ア. 開発途上国での活動に十分貢献できる隊員として、自信を持って推薦する。
イ. 開発途上国における隊員として、ふつう程度である。
ウ. 開発途上国における隊員として、やや心配な面がある。
(ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。)
4. ②「教職に対する態度」欄及び③「服務に対する態度」欄の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項についての評価（絶対評価）を、下記の表による10段階の点数を記入すること。
「特記事項」には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を記入すること。

評 価	点 数
特 に 優 秀	10~9
優 秀	8~7
普 通	6
や や 劣 る	5~4
劣 る	3~1

5. ④「その他」欄は、性格上の長所・短所、日常の生活態度、健康状況等について記入すること。

2017年1月

公立学校教員の皆様へ

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局

「現職教員特別参加制度」と「自己啓発等休業」における待遇の違いについて

現職教員の方が青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアで派遣される場合、「現職教員特別参加制度」の場合と「自己啓発等休業（無給）」の場合があります。両制度は下記のとおり給与等の処遇が異なりますので、ご注意ください。

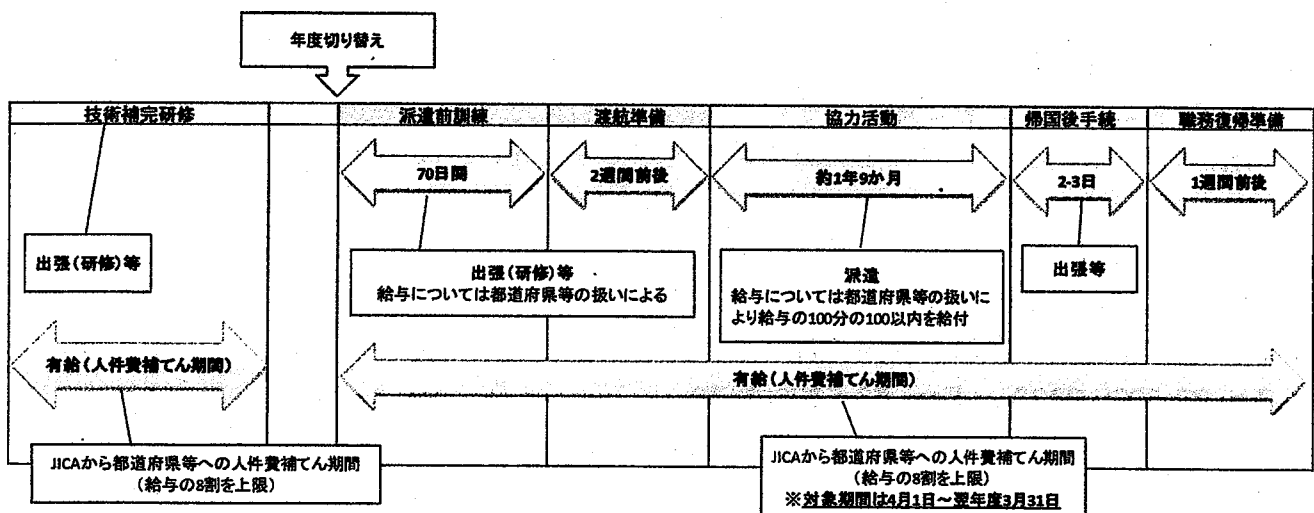
なお、派遣中の現地生活費はどちらの場合においても、国ごとに定められた額を JICA が支給します。

記

1. 「現職教員特別参加制度」で派遣される場合

給与等の人件費については、JICA から都道府県等に対し人件費の 8 割を上限として補てんが行われます。例えば、都道府県等の判断により、教員の派遣中に 10 割の給与を支給する場合、JICA が給与の 8 割を補てんし、都道府県等において給与の 2 割を負担していただくこととなります。（都道府県によって支給割合は異なります。）

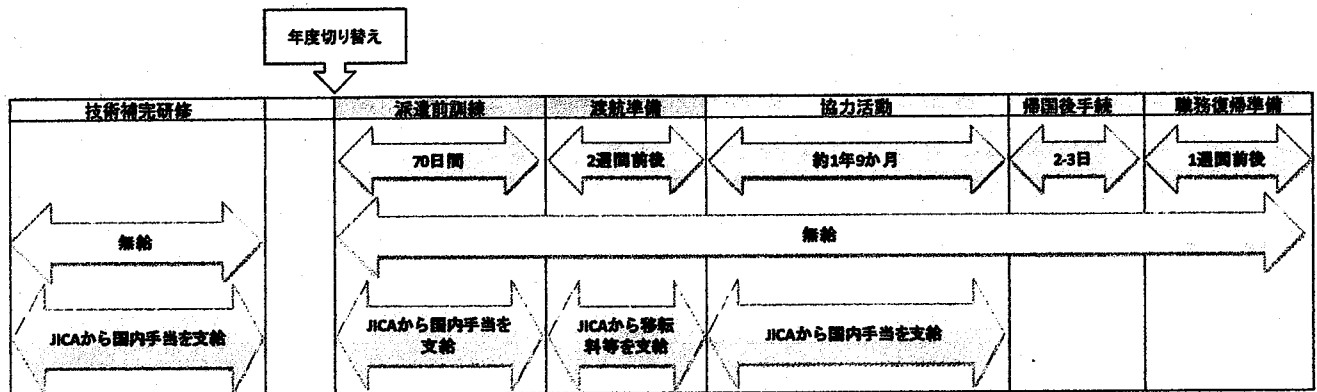
人件費補てん期間：技術補完研修+派遣年度と翌年度の4月1日～3月31日



2. 「自己啓発等休業（無給）」で派遣される場合

無給休職で参加する方に対して、派遣前訓練期間中および派遣期間中に JICA から国内手当（本邦支出対応手当、帰国初動生活手当）等を支給します。

※派遣中の社会保険料等は自己負担により前払いしていただいた前例があるので、各自ご確認いただくことをお勧めします。



3. 登録について

別紙2「選考から登録・オファーまでの流れ」の通り、選考の結果合格基準を達成しているものの、各教育委員会が定めた派遣人数枠を超えた応募者は、「登録」の対象となります。「登録」になると、合格者が辞退した場合に繰上げ合格の打診を受けたり、ボランティア受入国からの要請をお待ちいただくこととなります。登録期間中、登録者と青年海外協力隊事務局との間には身分上の拘束関係はありません。

また、健康診断により派遣不適と判断されたものの、短期間で完治可能な場合に「健康条件付登録」となることがあります。この場合は、完治したことを証明するものを提出することによって「登録」となり、登録者と同様の扱いとなります。

4. JICA の支援制度

以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/

5. お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構（JICA）

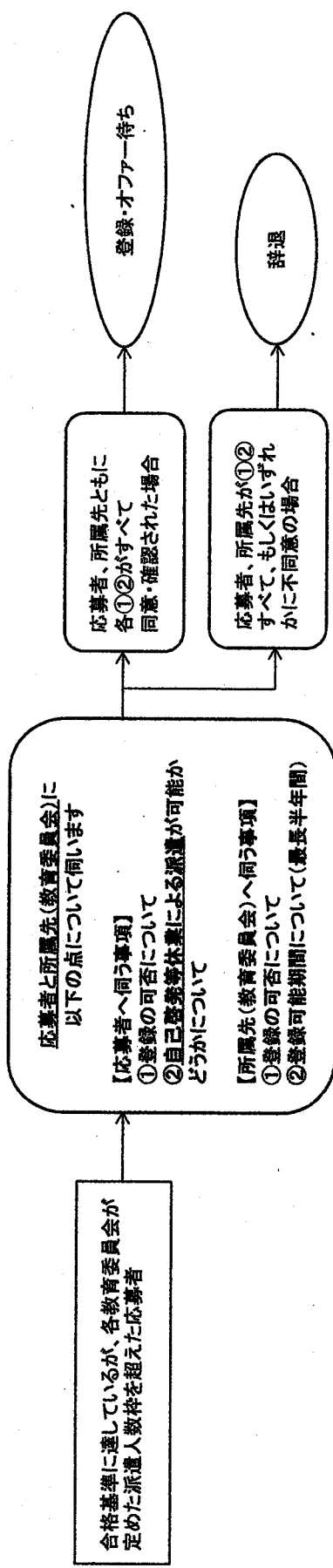
青年海外協力隊事務局 参加促進・進路支援課

Tel: 03-5226-9323 Fax: 03-5226-6379

公立学校教員の皆様へ

選考から登録・オファーまでの流れ

【選考後の登録までの流れ】
 JICAでの選考の結果、合格基準には達しているものの派遣人数枠を超えた応募者が登録にいたるまでの流れは以下ようになります。



【登録後、オファーを受けるまで】
 登録後、登録者がオファーを受けるまでの流れは以下ようになります。

